

理 由 書

本理由書は、東松山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は、都心から約50km圏、埼玉県の中東部に位置しています。
また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

【3・3・2号 東松山嵐山線】

本路線は、東松山市大字下野本字中原を起点とし、嵐山町大字志賀字水境に至る延長約12,210m、幅員24mの幹線街路です。

【3・3・18号 東松山川越線】

本路線は、東松山市大字古凍字鳥井田を起点とし、東松山市大字下野本字中原に至る延長約2,380m、幅員23.5mの幹線街路です。

II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、整備済の都市計画道路について、都市計画との整合性や建築制限の確認、構造の適正さなどの検証を行った結果、3・3・2号東松山嵐山線及び3・3・18号東松山川越線については一部区域の変更等を行うこととしました。

III 変更の理由

3・3・2号東松山嵐山線及び3・3・18号東松山川越線は、東松山都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しております。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、一部区域及び線形を変更するものです。

併せて、3・3・18号東松山川越線につきましては車線数を4と定めるものです。

IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・2号 東松山嵐山線	約12,210m	4車線	24m	・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更
3・3・18号 東松山川越線	約2,380m	4車線 (-)	23.5m	・一部区間の線形変更 ・一部区域の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

V 関連する都市計画

なし